

水俣高校入学願に係る留意事項

令和7年度（2025年度）熊本県立高等学校入学者選抜より入学願の保護者欄の記載については、全県一区の学科・コースに関して、保護者欄の氏名や住所の記入を不要としています。

令和7年度（2025年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項において、Ⅰの7の（1）のアの（ア）及びⅢの8の（1）のアの（ア）で示しているように、**本校全日制「普通科」の出願者は、入学願の「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄を記入してください。**

本校全日制「商業科・機械科・半導体情報科・建築科」及び定時制「商業科」の出願者は、入学願の「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄の記入は要しません。

（参考）

令和7年度（2025年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項 3ページ Ⅰの7の（1）のアの（ア）

- a 学区内、学区外の確認が必要なコースを除く普通科に出願する者は、入学願の「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄を、記入すること。それ以外の学科・コースに出願する者については、入学願の「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄の記入を要しない。
- b 入学願の「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、次のとおりとする。
- (a) 「生活の本拠」欄は番地等の記入を要しない。
- (b) 事情がある場合は記入を要しない。なお、出身中学校長は出願期間内に出願先の高等学校長に説明をするものとする。
- c 入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。
- d 志願先の高等学校の学区外の中学校出身者で、学区内として出願する者は、保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明できる書類を添付しなければならない。
- e 学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、当該高等学校長は、出願した者に対し、その保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明する書類を提出させることができる。

問合せ先

熊本県立水俣高等学校

担当：（全日制）松下 新之介

（定時制）松田 和樹

電話：0966-63-1285